

技能実習の職種のあり方に関する検討チーム設置規程

平成 31 年 3 月 19 日
一部改正 平成 31 年 4 月 9 日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に規定する技能実習計画について、業界団体及び地域等から要望を聴取し、その円滑化の検討を行い、より実効的な技能実習が可能となる改善を図るため、「技能実習の職種のあり方に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討チームは、主査、副主査及び構成員をもって構成する。

- 2 主査は、上野宏史厚生労働大臣政務官とする。
- 3 副主査は、人材開発統括官をもって充てる。
- 4 構成員は、別紙の職にある者をもって充てる。ただし、主査が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。
- 5 主査は、必要に応じ、検討チームに構成員以外の者の参加を求めることができる。

(庶務)

第 3 条 検討チームの庶務は、人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室において処理する。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

(別紙)

厚生労働省大臣官房審議官（人材開発、都道府県労働局担当）

厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）

厚生労働省人材開発統括官付参事官付調査官

厚生労働省人材開発統括官付参事官付主任職業能力開発指導官

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長